

津幡町告示第47号

津幡町工事検査成績評定要綱(平成18年津幡町告示第62号)の一部を次のように改正する。

令和8年5月25日

石川県津幡町長 吉田克也

附則第2項(見出しを含む。)中「令和5年梅雨前線による大雨」を「令和5年7月豪雨」に改める。

附則に次の2項を加える。

(令和6年6月豪雨に係る災害復旧工事に対する評定の対象工事の特例)

4 令和6年6月豪雨に係る災害復旧工事については、第2条に規定する評定の対象工事としない。

(令和7年8月豪雨に係る災害復旧工事に対する評定の対象工事の特例)

5 令和7年8月豪雨に係る災害復旧工事については、第2条に規定する評定の対象工事としない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の津幡町工事検査成績評定要綱の規定は、令和7年12月1日から適用する。